

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	健康増進事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県新見市長

## 公表日

令和7年7月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、健康診査等を受けようとする住民の実施対象者の可否及び受診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析処理等の事務を行う。  特定個人情報とは、次の事務に使用する。 ①各種検(健)診の実施対象者の把握に関する事務 ②各種検(健)診の実施、結果の通知に関する事務 ③各種検(健)診結果の管理に関する事務 ④各種検(健)診の実施後の指導、相談に関する事務 ⑤各種検(健)診の未受診者への受診勧奨に関する事務 ⑥各種検(健)診の分析・整理に関する事務
③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・健康診査情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表111の項  2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部健康医療課健康づくり係 電話:0867-72-6129
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1,000人以上1万人未満 ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 500人未満 ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 発生なし ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットでの照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底して行っている。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認・分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康づくり課長 牧 佳苗	健康づくり課長 船越 智江子	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒718-0016 岡山県新見市金谷640-1	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3	事後	5月1日住所移転
平成30年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康づくり課長 船越 智江子	健康づくり課長 長谷川 美幸	事後	人事異動
令和1年5月15日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年3月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	健康増進法及び市要綱等の規定により、健康診査等を受けようとする住民の実施対象者の可否及び受診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析処理等の事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①健康診査等の実施対象の可否 ②受診結果等データの管理 ③受診後の指導・相談の実施に関すること	健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、健康診査等を受けようとする住民の実施対象者の可否及び受診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析処理等の事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①各種検(健)診の実施対象者の把握に関する事務 ②各種検(健)診の実施、結果の通知に関する事務 ③各種検(健)診結果の管理に関する事務 ④各種検(健)診の実施後の指導、相談に関する事務 ⑤各種検(健)診の未受診者への受診勧奨に関する事務	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年3月7日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年3月7日	2. 特定個人情報ファイル名	・健康増進ファイル	・健康診査情報ファイル	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年3月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年3月7日	IVリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手)[ ]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	事前	令和4年6月データ標準レイアウト改版に伴う修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康づくり課	福祉部健康医療課	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康づくり課長	健康医療課長	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	健康づくり課健康づくり係	健康医療課健康づくり係	事後	機構改革
令和4年7月8日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表111の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報照会・提供 番号法第19条第8号別表第2の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康医療課	健康福祉部健康医療課	事後	機構改革
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	新見市役所福祉部健康医療課健康づくり係	新見市役所健康福祉部健康医療課健康づくり係	事後	機構改革

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による